

高浜町元助役との関係にかかる
調査報告書

令和元年11月21日

高浜町元助役関係調査委員会

目 次

1 調査の経緯	1
2 調査体制	2
3 調査内容	3
(1) 県職員に対する調査	3
(2) 森山氏と関連があるとされる企業への発注状況に係る調査	4
4 調査結果	5
(1) 県職員に対する調査	5
(2) 森山氏と関連があるとされる企業への発注状況に係る調査	9
(3) 調査結果の分析	13
5 事案発生の背景および要因	15
(1) 事案発生の背景	15
(2) 事案の発生要因	15
6 再発防止策の提案	16
(1) 職員倫理規程の整備	16
(2) 公務員倫理の徹底	16
(3) 所属内における自己点検の実施	17
(4) 相談窓口の設置	17
7 職員の処分	18
 [参考資料]	
高浜町元助役関係調査委員会 設置要綱	21

1 調査の経緯

令和元年9月27日に関西電力株式会社（以下、「関西電力」という。）社長らが記者会見を行い、2011年からの7年間で同社長ら20人が高浜町元助役の森山栄治氏（平成31年3月逝去。以下、「森山氏」という。）から計3億2千万円相当の金品を受領していたと発表した。

10月2日には関西電力が2回目の記者会見を行い、平成30年9月11日付けの調査委員会報告書を公表し、受領した金品の詳細や人物などを明らかにした。

上記の問題に関連し、10月3日の新聞朝刊で、「森山氏が福祉行政や嶺南振興担当の県幹部（複数の部長級経験者）に贈答品を渡していた」、「森山氏が住んでいた京都市内まで出向いて直接あいさつすることが一部で引き継がれていた」、「森山氏は47年にわたり県の客員人権研究員を務めており県当局に対しても存在感を持っていたとみられる」、「関係者によると過去には10万円の商品券を受け取った幹部もいた」、との報道があった。

10月4日の9月定例県議会最終日における本会議の冒頭、杉本知事は、元県幹部職員が森山氏から贈答品を受け取っていたという報道に対し、事実関係を明らかにするため調査を行い、調査結果については県議会にも説明する旨を表明した。

上記の経緯を踏まえ、森山氏との関係・接点、金品授受等の利益供与の有無、県行政への影響等について調査を行うため、10月15日に弁護士3名で構成する高浜町元助役関係調査委員会を設置し、10月18日から調査を開始した。

2 調査体制

■高浜町元助役関係調査委員会委員（敬称略、○は委員長）

○藤井 健夫 弁護士
野坂 佳生 弁護士
山川 均 弁護士、弁理士、公認会計士

■委員会の実施状況

10月15日（委員会設置、第1回委員会）

〔議題〕 ・ 森山氏との関係に係る県関連の経過について
・ 調査の進め方、スケジュールについて

※ 10月18日～ 聞き取り調査開始

11月 8日（第2回委員会）

〔議題〕 ・ 調査の進捗状況について
・ 森山氏と関連があるとされる企業への発注状況について

11月18日（第3回委員会）

〔議題〕 ・ 調査報告書について

3 調査内容

(1) 県職員に対する調査

① 調査事項

- ・ 森山氏との関係・接点（長年慣行化している事項の有無等）
- ・ 森山氏からの金品授受等の有無
- ・ 森山氏による県行政への影響（県施策への要請の有無、県発注工事・契約の適正性等）
- ・ 原因の分析と類似事案の再発防止策

② 調査対象

ア 特別職

イ 森山氏と関係・接点が想定される以下の部局の部長級、副部長級等の職員

（ア）人権・同和対策を所管する健康福祉部

（イ）原子力対策を所管する安全環境部

（ウ）公共事業を所管する土木部、農林水産部

（エ）人権・同和教育を所管する教育庁

ウ 地域福祉課長、地域福祉課人権室長、生涯学習・文化財課長、生涯学習・文化財課参事（社会教育）

エ 嶺南振興局長・副局長、小浜土木事務所長、若狭健康福祉センター所長、嶺南教育事務所長

※ 上記は現在の調査対象所属等であり、機構改革等で分掌事務が変更されている場合、分掌事務変更前の所属等を調査対象とする。

③ 調査対象期間

森山氏が逝去した平成31年3月以前に調査対象となる職に就いていた職員（退職者を含む）の存命者に対し、調査を実施する。

④ 調査方法

特別職、部長、嶺南振興局長等の幹部職員および小浜土木事務所長については、原則として委員の弁護士が直接、聞き取り調査を実施した。

その他の職員については、速やかに調査を行うため、原則として事務局が聞き取り調査を行い、調査結果を委員会に報告の上、必要に応じて委員の弁護士が直接、聞き取り調査を行うこととした。

なお、平成10年度以前の在職者については、概ね80歳を超えることか

ら、調査対象者の健康状態等を考慮し、書面調査を実施後、調査委員会で必要性を協議の上、聞き取り調査を実施することとした。

⑤ 調査期間

令和元年10月18日～令和元年11月15日

(2) 森山氏と関連があるとされる企業への発注状況に係る調査

県職員への聞き取り調査に併せ、森山氏が顧問や取締役を務めていたと報道されている企業と県（知事部局、議会局、教育庁、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局）との契約状況について調査を実施した。

① 吉田開発株式会社への発注状況

森山氏が顧問を務めていたと報道されている高浜町の建設会社 吉田開発株式会社（以下、「吉田開発」という。）について、契約・入札関係書類が残存する平成26年度以降の県の全所属における支出状況を確認したところ、小浜土木事務所において公共事業の発注実績があったことが確認された。

契約・入札関係の書類保存年限は5年であるが、工事台帳については20年保存であることから、吉田開発との契約状況について可能な限り調査を実施することとし、公共事業発注所属である土木部および農林水産部関係の全ての所属を対象に、平成11年度から令和元年10月までの支払分について吉田開発との契約状況の調査を実施したところ、小浜土木事務所に加え、嶺南振興局農村整備部および林業水産部においても発注実績があったことが確認された。

このため、該当所属に残存する契約・入札関係書類、工事台帳の提出を求めた上で、土木部長および農林水産部長に対し、吉田開発への発注状況が適正であったか確認を行い、第2回調査委員会において確認結果を報告するよう求めた。併せて、調査委員事務局（人事課）において契約状況の調査を実施することとした。

② 高浜町内の警備会社への発注状況

森山氏が取締役を務めていた高浜町内の警備会社について、契約・入札関係書類（5年保存）が残存する平成26年度以降（公営企業会計については、支出関係書類の保存年限が7年のため、平成24年度以降）の契約状況を確認したところ、平成26年度以降に28所属で発注実績があったことが確認された。

このため、該当所属に残存する契約・入札関係書類の提出を求めた上で、会計管理者に契約・支出状況が適正であったか調査を実施するよう依頼し、第2

回調査委員会において調査結果を報告するよう求めた。併せて、調査委員会事務局（人事課）において契約状況の調査を実施することとした。

4 調査結果

（１）県職員に対する調査

① 調査実施者数

調査対象の職に就いていた者 377 名を調査対象とした。

そのうち、聞き取り調査を行った者が 218 名、平成 10 年度以前の在職者で書面調査を行った者が 95 名、消息不明の者が 14 名、入院・施設入所等により調査不可の者が 7 名、死亡者 43 名となっている。

② 調査結果の概要

調査を実施した 313 名のうち、180 名が森山氏と接点があったことが判明した。多くは、人権関連の研修会などで森山氏と面識があった。

以下、調査対象者の区分ごとに調査結果の概要を記載する。

特別職においては、嶺南振興局等での勤務時などに、中元、歳暮のやり取りがあった者がいたが、多くは相応の品物を返送していた。

人権・同和対策を所管している健康福祉部と人権・同和教育を所管している教育庁においては、人権関連の研修会などを通じて森山氏との接点が多く、就退任時にあいさつに出向いていた。

健康福祉部においては、地域福祉課人権室長が窓口となって、森山氏へあいさつに出向く日程を調整していた。あいさつ時に手土産を持参することや、中元、歳暮のやり取りもあった。また、一部の職員は、就退任あいさつ時や協議時に森山氏と昼食（数百円～1 千円程度）を共にしたこともあり、多くは森山氏が食事代の支払いを行っていた。数千円程度の夕食を共にし、森山氏が食事代を支払っていたケースもあった。

訪問時に商品券 10 万円、純金小判 1 枚（後日、約 10 万円相当と判明）を受領していた職員がおり、この職員は、その場で返却しようとしたが、森山氏から返却を拒否され、訪問翌日にも返却したい旨を電話で連絡したが、強く断

られたため、今回の調査まで商品券等を保管していた。なお、この職員は、商品券等をそのまま返却することができなかつたため、相当額の一部を品物で返送していた。

また、就任祝いとして商品券10万円を受領していた職員もいたが、この職員は、そのまま返却することは失礼と考え、相応の品物を森山氏に返送していた。

教育庁においては、あいさつ時に手土産を持参し、返礼品を受領することがあったが、中元、歳暮のやり取りは一部に留まっていた。また、一部の職員は、訪問時に森山氏と蕎麦などの昼食を共にしたこともあり、森山氏が食事代の支払いを行っていた。

退任の餞別として現金10万円を受領していた職員がおり、他にも餞別として現金5万円を受領した職員や、就任祝いとして現金5万円を受領していた職員もいたが、多くの職員は、そのまま返却することは失礼と考え、相応の品物を森山氏に返送していた。

人権対策については、一時期、総務部で所管していたことから、当時の関係職員に調査を実施したところ、人権関連の研修会などで森山氏と面識があったものの、中元、歳暮のやり取りを含め、金品の授受等は確認されなかつた。

なお、人権対策は旧県民生活部（現安全環境部）、総務部で所管していた時期もあったが、同和対策は従前から健康福祉部で所管しており、平成19年度に人権・同和対策を一元的に健康福祉部で所管することとされ、現在に至っている。

原子力対策を所管する安全環境部においては、森山氏と特段の接点は見受けられなかつた。なお、安全環境部での在職以前に旧県民生活部（人権関係）で勤務していた職員1名が、就任祝いとして、商品券10万円および現金10万円を受領していた。この職員は、相応の品物を森山氏に返送していた。

公共事業を所管する土木部および農林水産部については、森山氏と特段の接点は見受けられなかつた。なお、土木部・農林水産部での在職以前に健康福祉部や嶺南で勤務していた者等の一部については、就退任のあいさつ等で面識があった者もいた。

また、土木部において、森山氏が県庁にあいさつに訪れ、理由は不明であるが、森山氏から菓子とともに5万円の商品券を渡された事案が確認された。この職員は商品券を返却しようとしたが、森山氏から返却を拒否され、商品券を

受領していた。

地元の嶺南振興局、小浜土木事務所、嶺南教育事務所においては、人権関連の研修会などを通じて森山氏との接点が多く、就退任時にあいさつに出向くことや中元、歳暮のやり取りがあった。

また、嶺南振興局においては、就任祝いとして、商品券10万円を受領していた職員がいた。この職員は商品券を返却しようとしたが、森山氏から厳しい言葉を返され、返却することができなかった。このため、相応の品物を森山氏に返送していた。

なお、全ての調査対象者において、森山氏から請託を受けた事案や、森山氏に便宜を図った事案は確認されなかった。

【調査状況】

○調査対象

調査方法	対象人数	備考
面接	247	H11年度以降に関連職歴がある者
書面	130	H10年度以前に関連職歴がある者
合計	377	

○調査結果

実施結果	対象人数	備考
面接調査実施	218	
書面回答受領	95	
調査回答者 計	313	
消息不明	14	住所、電話番号ともに不明な者
入院・入所等により調査不可	7	
死亡	43	面接アポ、書面回答により死亡が確認された者
合計	377	

○回答結果

実施結果	回答人数	備考
関係・接点あり	180	
金品等の授受あり	109	
(授受内訳)	就任祝・餞別 18 (10万円5人、5万円以下10人、金額不明3人) 中元・歳暮 69 (5千円超～1万円11人、5千円以下18人、金額不明40人) 挨拶土産 28 (お菓子の手土産の下に商品券2万円1人) 食事 8 (昼(そば等)7、夜(懇親会)1) その他 15 (香典5万円、ワイシャツ仕立券、病氣見舞(現金)、叙勲祝返し等)	

(2) 森山氏と関連があるとされる企業への発注状況に係る調査

① 吉田開発への発注状況

年度	土木部（小浜土木事務所）							
	一般競争入札		指名競争入札		随意契約		合 計	
	件数	支出額 (円)	件数	支出額 (円)	件数	支出額 (円)	件数	支出額 (円)
元			1	4,262,703	1	2,289,600	2	6,552,303
30	1	38,253,600			2	4,816,800	3	43,070,400
29								
28					1	1,641,600	1	1,641,600
27								
26	2	31,231,218			1	2,427,840	3	33,659,058
25								
24	3	103,973,800			1	756,000	4	104,729,800
23					8	12,666,600	8	12,666,600
22	3	29,193,850			2	1,424,850	5	30,618,700
21	1	45,448,518			1	714,000	2	46,162,518
20	4	114,065,090			2	3,802,050	6	117,867,140
19			6	169,101,550	3	4,620,000	9	173,721,550
18			6	237,941,784	7	18,059,350	13	256,001,134
17			6	407,287,847	2	4,799,617	8	412,087,464
16			8	479,820,400	3	2,499,000	11	482,319,400
15			6	472,066,850	1	367,500	7	472,434,350
14			6	590,279,550	2	23,520,000	8	613,799,550
13			10	736,622,196	2	4,363,800	12	740,985,996
12			5	538,000,000	3	6,082,500	8	544,082,500
11			9	513,511,950	2	12,862,500	11	526,374,450

※令和元年度は10月までの支出額

年度	農林水産部（嶺南振興局農村整備部・林業水産部）							
	一般競争入札		指名競争入札		随意契約		合 計	
	件数	支出額 (円)	件数	支出額 (円)	件数	支出額 (円)	件数	支出額 (円)
元								
30								
29								
28								
27								
26								
25								
24								
23								
22								
21	3	117,401,550			1	2,172,450	4	119,574,000
20	1	25,123,950					1	25,123,950
19			1	42,392,850			1	42,392,850
18	1	109,236,750					1	109,236,750
17								
16								
15								
14			5	172,130,164	1	2,446,500	6	174,576,664
13			2	64,937,250			2	64,937,250
12			2	102,910,000			2	102,910,000
11			3	169,735,650			3	169,735,650
10			1	117,852,000			1	117,852,000
9								
8			2	49,139,000			2	49,139,000
7			3	192,083,050			3	192,083,050

※令和元年度は10月までの支出額

※嶺南振興局農村整備部・林業水産部では、工事台帳の保存年限が一部延長されていたため、平成11年度以前の契約状況についても可能な限り調査を行った。

吉田開発との契約状況を確認したところ、平成20年度以降の予定価格が250万円超の工事については災害が発生した場合の緊急発注を除き、一般競争入札で執行されており、平成19年度以前は8者から15者の指名競争入札で執行されていた（令和元年度に小浜土木事務所において維持修繕作業の単価契約で1件の指名競争入札あり。平成18年度に嶺南振興局農村整備部で1件の一般競争入札あり）。

随意契約については、

- ①福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第165条第1項第1号の規定に基づく予定価格が250万円以下の工事

②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号または第5号に基づく災害が発生した場合の緊急発注の2種類が確認された。予定価格が250万円以下の工事については、福井県財務規則第166条第1項の規定により、2以上の者から見積書を徴しており、見積書の徴収が1者の随意契約は全て、災害が発生した場合の緊急発注であった。いずれも関係規定に基づき執行されていた。

契約状況については、該当所属に残存する契約・入札関係書類、工事台帳の提出を求めた上で土木部長および農林水産部長に契約状況の再確認を依頼し、第2回委員会で報告を求めたところ、いずれも適切に処理されていた旨の報告があった。

また、調査委員会事務局（人事課）において、調査を実施したところ、問題点は見受けられず、調査委員会においても、土木部および農林水産部に対し、第2回委員会で調査を実施したが、特段、指摘すべき事項は確認されなかった。

なお、吉田開発との契約状況を速やかに確認するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき、県監査委員が随時監査を実施しており、令和元年11月21日付けで知事に対し、「平成26年度以降の発注については、正確で適正に執行されていた。また、平成25年度以前の発注については、特に指摘すべき事項は認められなかった」との監査結果が報告されている。

② 高浜町内の警備会社への発注状況（全所属分）

年度	所属数	一般競争入札		随意契約		合計	
		件数	支出額 (円)	件数	支出額 (円)	件数	支出額 (円)
元	19	18	40,996,200	8	2,262,439	26	43,258,639
30	18	18	76,475,854	10	3,651,969	28	80,127,823
29	16	14	49,989,850	11	3,251,664	25	53,241,514
28	14	12	46,260,461	7	1,838,952	19	48,099,413
27	9	9	38,206,546	4	2,049,516	13	40,256,062
26	8	7	29,699,032	1	972,000	8	30,671,032

※令和元年度は10月までの支出額

森山氏が取締役を務めていた高浜町内の警備会社との契約状況を確認したところ、予定価格が100万円を超える契約は一般競争入札で執行されており、随意契約については（会場使用料を除く）、

①福井県財務規則第165条第1項第6号の規定に基づく予定価格が100

万円以下の契約

②地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく契約（1件。県内の同種業者に確認したところ、他業者が受託できないとの回答であったため、当該業者と随意契約を行った。）

の2種類が確認された。予定価格が10万円以上の随意契約については、福井県財務規則第166条第1項の規定により、2以上の者から見積書を徴しており（他業者が受託できないと回答があった1件を除く）、見積書の徴収が1者の随意契約は、全て、福井県財務規則第166条第2項第2号の規定により、1者からのみ見積書を徴することができるもの（1件10万円未満の契約）であった。いずれも関係規定に基づき執行されていた。

森山氏が取締役を務めていた高浜町内の警備会社との契約状況について、該当所属に残存する契約・入札関係書類を求めた上で契約状況が適正であったか会計管理者に調査を依頼し、第2回委員会で報告を求めたところ、いずれも福井県財務規則に基づき、適切に処理されていた旨の報告があった。

また、調査委員会事務局（人事課）において、調査を実施したところ、問題点は見受けられず、調査委員会においても、第2回委員会で調査を実施したが、特段、指摘すべき事項は確認されなかった。

なお、高浜町内の警備会社との契約状況を速やかに確認するため、地方自治法第199条第5項の規定に基づき、県監査委員が随時監査を実施しており、令和元年11月21日付けで知事に対し、「正確で適正に執行されていた」との監査結果が報告されている。

(3) 調査結果の分析

県職員の調査では、調査対象者のうち109名について金品の授受が確認されたが、多くは5千円から1万円程度の中元、歳暮、就退任あいさつ時の手土産のやり取りであった。また、就退任あいさつ時や協議時に森山氏から昼食の提供を受けた職員もいるが、数百円から1千円程度の蕎麦等であり、これらは、社会通念上、儀礼の範囲内と考えられる。

香典や病気見舞い等のやり取りについては、その状況や金額等を考慮して儀礼の範囲内であるか判断する必要があると考えられるが、就任祝いや退任の餞別として現金や商品券を受領していたことや、数千円程度の夕食の提供を受けることは、儀礼の範囲を超えていると考えられる。

特に、現金10万円や商品券10万円、純金小判1枚(約10万円相当)を受領した場合、相応の返礼品を返送したとしても、社会通念上、相当とは認められない(次頁に金品の受領状況)。

一方で、今回の調査では、全ての調査対象者において、森山氏から請託を受けた事案や、森山氏に便宜を図った事案は確認されなかった。

また、森山氏と関連があるとされる企業への県の発注状況の調査においても、契約状況に問題は見受けられなかった。これらの企業との契約状況については、県監査委員の随時監査においても、正確で適正に執行されていたとの監査結果が報告されている。

今回の調査では、森山氏が、県の発注工事など県行政に影響を与えた事実は確認されなかった。

【金品の受領状況】

関連職歴		状 況
受領年度	所 属	
H14	県民生活部	就任時に現金2万円が届けられた。「返しても受け取らないだろう」という認識があり、そのまま受領した。
H15	県民生活部	就任時に現金3万円が届けられたが、同額を返却した。
(H16) H17	(県民生活部) 安全環境部	就任時に商品券10万円、現金10万円が贈られ、8万円相当の越前焼の壺をお返しした。
H8	健康福祉部	退任時に餞別を受領した記憶がある。返礼の記憶はない。
H13	健康福祉部	退任時に商品券1～2万円が贈られた。年4～5回の訪問時手土産（3～5千円）の返礼の意であったため、そのまま受け取った。
H16	健康福祉部	就任時に商品券10万円が贈られ、7～8万円相当の越前漆器の花器をお返しした。
H23	健康福祉部	ワイシャツの仕立券（1万円程度）が贈られ、使用した。
H26	健康福祉部	森山氏を訪問した際、商品券10万円と純金小判1枚を受領した。その場で返そうとしたが森山氏から反発があり、翌日電話にて返そうとしたが強く断られたため、そのまま受け取った。後日、お中元・お歳暮等により、商品券相当の品物をお返しした。
H10	土木部	就任時にお菓子とともに商品券5万円が贈られた。電話にて返そうとしたが強く断られたため、そのまま受け取った。
H10	教育庁	就任時に現金1万円、退任時に現金5万円が贈られ、その後、8割程度の返礼品を送った。
H13	教育庁	退任時に現金10万円が贈られ、その後、香炉等（9万円弱）をお返しした。
H14	教育庁	就任時に現金5万円が贈られ、その後、礼状と佃煮をお返しした。
H25	教育庁	退任時に現金5万円が贈られ、森山氏の性格から返せないと思い、そのまま受領した。
H7	若狭事務所	家族の香典として5万円を受領し、忌明けに商品券3万円を返した。
H10	嶺南振興局	就任時にお祝いが贈られた。金額は覚えていないがお返しをした。
H12	嶺南振興局	就任時に商品券（約10万円分）を受け取った。返そうとしたが森山氏から反発があり、受け取らざるを得なかった。食品などの贈り物で商品券相当分のお返しをした。
H15	嶺南振興局	就任時に現金5千円～1万円が贈られ、その後、お返しをした。
H20	嶺南振興局	退任時に現金3万円が贈られ、その後、お返しをした。
H5	嶺南地区出先機関	退任時に現金2万円が贈られた。返礼の記憶はない。
H7	嶺南地区出先機関	退任時に餞別が贈られ、後日お返しをした。
H17	嶺南地区出先機関	挨拶のため訪問した際、お菓子の下に商品券2万円が入っており、戻ってから気がついた。退任時に手土産を持参し、お返しをした。

5 事案発生背景および要因

(1) 事案発生背景

森山氏は高浜町元助役であり、県の客員人権研究員を長く務めるなど、地域の人権問題を熟知し、行政の内容にも通じている第一人者として認識されていた。

しかし、感情の起伏が激しく、態度が急変することがある人物であり、森山氏と接点があった部局においては、失礼があってはならないとして、対応に気を遣う必要がある人物として認識されていた。

(2) 事案の発生要因

森山氏から現金10万円や商品券10万円等を受領した職員の中には、儀礼の範囲を超えると考え、森山氏に返却しようとした者もいたが、森山氏から厳しい言葉を返され、返却することができなかった。

また、金品の受領を拒否した場合、業務に支障が生じる恐れがあるため、一旦受領し、相応の品物を返送するよう、前任者等から助言を受けていた職員もいた。

森山氏への対応については、(1)の背景から、多くの職員が気を遣う必要があると認識しており、金品を返却する強い姿勢を示せなかったことや、金品の授受は個人として対応すべき問題であると考え、組織的な対応がなされなかったことが一部職員の金品授受につながっていったと考えられる。

また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）を踏まえ、福井県職員服務規程（昭和39年福井県訓令第10号）においては、利害関係者に対しては、第3条第4号で「法律または条例の規定により権限を行使するに当たっては、当該権限の行使に関し利害関係を有する者から金銭、物品、不動産等の贈与を受けることその他公正な職務の執行に対する県民の疑惑または不信を招くおそれがある行為をしてはならない」とされ、利害関係者以外については、第3条第6号で「職務の内外を問わず、その職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となる行為をしてはならない」と規定するにとどまっており、具体的な基準が定められていないことも、今回の事案が発生した要因と考えられる。

6 再発防止策の提案

今回、森山氏から金品を受け取っていたことが判明したが、再発防止に向けては、個人の意識だけに頼ることなく、組織的な対策が不可欠である。

については、次のとおり対策を講じるよう提案する。

(1) 職員倫理規程の整備

福井県職員服務規程においては、5（2）で述べたとおり、具体的な基準が定められていない。

国においては、平成12年に国家公務員倫理法や国家公務員倫理規程が施行され、利害関係者について、「特定の事務（許認可、補助金、検査・監査、不利益処分、行政指導、契約等）の相手方となる事業所等または個人」と具体的に規定した上で、金銭・物品・不動産の贈与を受けること等が禁止されている。

また、利害関係者でない者との間でも、社会通念上相当と認められる程度を超えて、供応接待を受けたり、物品の贈与を受けたりすることが禁じられており、本省課長補佐級以上の国家公務員は、1件5千円を超える飲食等の提供、金銭・物品等の贈与等を受けたときは、各省各庁の長等に贈与等報告書を提出することとされている。

本県においても、職員倫理規程を整備し、金銭・物品等のやり取りについて、儀礼の範囲内であるか否かを明確化するとともに、国と同様に、利害関係がない場合であっても、一定額以上の金銭・物品等の贈与等を受けた場合には報告を行う制度を設け、県民の疑念を生じさせないようにする必要がある。

(2) 公務員倫理の徹底

(1)で述べたのは、事業者と県職員との接触ルールを中心とする「狭義の公務員倫理」であるが、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務などの一般的な服務規律、さらには「公務員としての気概」などを含め、広い意味での公務員倫理を確立する必要がある。

現在、管理職、課長補佐級、35歳時、新規採用職員などの階層の職員を対象に公務員倫理研修を実施しているが、研修の対象を拡大するとともに、弁護士などの外部人材を活用し、研修の充実を図る必要がある。

(3) 所属内における自己点検の実施

平成29年の地方自治法改正により、自治体事務の不適切な執行を防ぐ「内部統制制度」が令和2年度から導入されることになり、内部統制に関する方針の策定と必要な体制整備などが義務づけられた。

県職員が行う事務処理の適正な執行を確保するため、内部統制制度を適切に運用し、コンプライアンスの徹底を図る必要がある。

(4) 相談窓口の設置

金品授受については、個人として対応すべき問題であると職員が考え、組織的な対応がなされていなかったことも今回の問題が発生した要因と考えられる。

組織として対応するため、県庁内部に相談窓口を設置するとともに、併せて、法律の専門家である弁護士による相談窓口を設置し、職員が安心して相談できる体制を整えるべきである。

7 職員の処分

儀礼の範囲を超える金品を受領していた職員については、森山氏との利害関係を考慮のうえ、厳正な処分を行うべきである。

森山氏については、吉田開発の顧問であるとの報道があり、また、高浜町内の警備会社の取締役であったことから、県と契約を行う企業の役員等として利害関係者となり得るが、森山氏が契約先企業の役員等であったことを職員が認識し得る状態であったのかを考慮する必要がある。

調査対象者の事案の詳細を分析し、処分内容を検討すべきである。

参 考 資 料

- 1 高浜町元助役関係調査委員会 設置要綱

高浜町元助役関係調査委員会 設置要綱

(目的)

第1条 高浜町元助役 森山栄治氏からの金品授受等の利益供与の有無、県行政への影響等について調査するとともに、類似事案の再発防止策等を検討するため、「高浜町元助役関係調査委員会」(以下、「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 高浜町元助役との関係・接点(長年慣行化している事項の有無等)にかかる調査に関する事。
- 二 高浜町元助役からの金品授受等にかかる調査に関する事。
- 三 高浜町元助役による県行政への影響(県施策への要請の有無、県発注工事・契約の適正性等)にかかる調査に関する事。
- 四 原因の分析と類似事案の再発防止策に関する事。
- 五 その他公務員倫理の徹底に関する事。

(構成)

第3条 委員会は弁護士3名をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は互選によって定める。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が召集し、議事を整理する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、人事課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月15日から施行する。

高浜町元助役関係調査委員会名簿

氏 名	備 考
藤井 健夫	弁護士
野坂 佳生	弁護士
山川 均	弁護士、弁理士、公認会計士